

茨 障 第 3569 号  
令和 3 年 11 月 2 日

障害福祉サービス事業所管理者 様

茨木市福祉事務所長

障害支援区分の認定有効期間の変更について（ご案内）

障害支援区分の認定有効期間については、市町村審査会の審査及び判定の結果に基づき、市町村が 3 か月から 3 年までの範囲内で定めることとされています。

令和 4 年度以降、本市における障害支援区分認定の有効期間について、下記のとおり行うことといたしますのでご案内いたします。ご確認よろしくお願いたします。

記

（令和 4 年 3 月末まで ） 3 年間 区分認定日から 3 年以内の月末まで

（令和 4 年 4 月 1 日以降） 3 年間 **区分認定日から 3 年以内の誕生月の末日まで**

<問合先>

〒567-8505 茨木市駅前三丁目 8 番 13 号

茨木市福祉部障害福祉課（担当：刈込、仲保、吉川）

電話 072-620-1636（直通）

FAX 072-627-1692

E-mail syogaifukushi@city.ibaraki.lg.jp